

「第2回[九州]半導体産業展」に係る小間装飾業務委託

企画提案競技 実施要領

1 趣旨

この要領は、『第2回[九州]半導体産業展』に係る小間装飾業務委託（以下「本業務」という。）において、企画提案競技により業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名 「第2回[九州]半導体産業展」に係る小間装飾業務委託

(2) 業務の目的

半導体およびその関連産業に特化した専門展示会である「第2回[九州]半導体産業展」にブースを設け、鹿児島県のモノづくり企業に製品または加工技術のPRの機会を提供することで、本県半導体関連企業のサプライチェーンへの新規参入や既存取引の更なる拡大を図る。

(3) 業務内容

別添『第2回[九州]半導体産業展』ブース製作業務委託 仕様書(案)（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期限 令和7年10月9日(木)

3 契約上限額

1,540,000 円(消費税及び地方消費税額を含む)

4 参加資格

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

- (1) 法人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 企画提案書の募集開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、鹿児島県から指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。)にない者であること。
- (5) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人ではないこと。また、次のいずれかに該当する法人でないこと。

ア 暴力団員等(鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等を利用している者

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

カ アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者

(6) 都道府県税、消費者及び地方消費税を滞納していないこと。

(7) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他理事長が適当で無いと判断するものを除く。

(8) 展示会や見本市等において同様のブース製作実績を有すること。

(9) 本業務の趣旨を十分に理解し、委託内容を誠実かつ確実に実施することが可能であること。

(10) 九州に本店、支店、営業所等の活動拠点を置く、又は協力会社を有するなど迅速な連絡調整と対応が可能であること。

※ 特に、展示会の会期中における迅速な連絡調整及び対応が可能であること。

5 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合

(2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

(3) 企画提案書等に不足又は虚偽の記載があった場合

(4) 見積書記載の金額が契約上限額を超えた場合

(5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

(6) 契約の相手方となる事業者が、委託業務の全部の処理を他に委託し、又は請け負わせることが判明した場合

(7) 審査の公平性を害する行為があった場合

(8) その他、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合

6 スケジュール(予定)

(1) 企画提案募集開始 令和7年 6月24日(火)

(2) 提案書等提出期限 7月15日(火)

(3) 最優秀提案者決定 7月18日(金)

7 企画提案書等の提出方法等

(1) 提出書類

ア 提案書鑑(様式1)

イ 企画提案書(企画内容、実施スケジュール等を示すこと)

※ ブース企画のイメージ(カラー)及びブースレイアウト平面図(任意様式)

※ 8-(2)審査の評価基準に基づき、企画内容の趣旨等を記載すること。

※ ブースのロゴマークについては、かごしま産業支援センターまたは鹿児島県が提供するものを使用すること。

ウ 業務遂行体制(担当者の人数、構成、配置等)

エ 費用見積書

※ 積算内訳を記載すること(任意様式)。

※ デザイン案等の企画提案の内容について、出展企業等との打合せにより複数回の修正を行う場合やパネル等の制作を委託する場合は想定されるので、必要な場合はそれらに係る費用も見積りに積算すること。

オ 暴力団排除に関する誓約書(様式2)

カ 提案者の概要がわかる資料(パンフレット等)

キ ブース設営実績(カの資料で確認できれば省略可)

(2) 提出方法

ア 提出期限: 令和7年7月15日(火)

イ 提出方法: 持参、郵送、宅配便のいずれでも可。電子データはメールにて送付すること。

ウ 提出部数: 紙5部、電子データ一式

エ 提出先: 公益財団法人かごしま産業支援センター 取引振興課 安田

〒892-0853 鹿児島県鹿児島市城山町1-24 県中小企業会館4階

TEL: 099-219-1274(直通) FAX: 099-219-1279

E-mail: torihiki@kisc.or.jp

8 審査方法及び審査結果

(1) 審査方法

提出された企画提案書を下記の基準により審査を行い、最も高い評価を受けたものに業務を委託する。

(2) 審査の評価基準

ア 企画の内容

- ・ 提案の内容が事業の目的に沿ったものであるか。
- ・ 来場者の目を引くブースデザインとなっており、ロゴ・キャッチコピー等が効果的にPRされているか。
- ・ 来場者が鹿児島県、共同出展企業に興味を持つようなデザイン、共同出展企業(6社程度)のブースへ立ち寄りやすく、各ブースに均等な来場者の動線が見込めるようなレイアウトとなっているか。

- ・ 鹿児島県及びモノづくりを想起させ、展示品の付加価値を高めるデザインとなっているか。

イ 業務の遂行

- ・ 業務を遂行する上で、適切な体制が取られているか。
- ・ 見積書の内容は、企画内容に対し妥当なものであるか。予算の範囲内か。

ウ 実績

- ・ 当該業務を実施するために十分な実績を有しているか。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対して書面により通知する。なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

9 その他

- (1) この企画提案に要する全ての経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等を受理した後は、その追加及び修正は認めない。
- (3) 委託契約の締結にあたっては、審査の評価が最も高かった企画提案の内容をそのまま実施することを予め約束するものではなく、委託業務の内容の詳細について別途協議・調整の上、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。
- (4) 別途協議・調整が整った後に、契約の相手方となる事業者は、改めてかごしま産業支援センターが作成した委託業務仕様書により、詳細な経費を積算した見積書を再度提出することとなる。

10 担当部署（提出先及び問合せ先）

公益財団法人かごしま産業支援センター 取引振興課 安田
〒892-0853 鹿児島県鹿児島市城山町1-24 県中小企業会館4階
TEL: 099-219-1274(直通) FAX: 099-219-1279
E-mail: torihiki@kisc.or.jp